

# GLOBE

グローブ 2021年4月

105



(公財) 世界人権問題研究センター

# 末川記念会館

(立命館大学衣笠キャンパス構内)



「法の理念は正義であり法の目的は平和である  
だが法の実践は社会悪とたたかう闘争である」

戦前・戦後を通して日本を代表する民法学者として活躍した末川博氏(1892-1977)は、今日流通している、利便性を重視した様式の六法全書を発案したことで知られています。特に、人権との関連で言及すべきは、京都大学法学部の教授を務めていた1933年に、同僚の刑法学者・滝川幸辰氏の学説を危険視した文部大臣により発せられた滝川氏への休職命令に対し、学問の自由と大学自治のために抵抗し、免官された教授の1人であるということでしょう(京大事件または滝川事件)。

末川氏は、戦後には立命館大学学長として迎えられ、真の大学の自由は私学にあるとの信念の下、平和と民主主義を教学理念として掲げ、私学教育の充実に貢献しました。このことから、立命館大学構内に末川記念会館が建設されました。

末川記念会館は、正に法の理念を賭けた社会悪との戦いに身を投じた末川氏の歩みを偲ぶ場であり、人権についての学びの場でもあります。



# GLOBE

GLOBE No. 105 2021.4 目次

グラビア	「末川記念会館」……………(表紙裏)
連載	新しい人権問題への対応(その二〇) ……大谷 實 2
特別寄稿	断ち切ろう、コロナ差別。 ……松波めぐみ 4
外部寄稿	京都観光行動基準 (京都観光モラル) について ……西松 卓哉 6
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から(その十六) ……坂元 茂樹 8
研究報告	三年間の振り返り(と少々展望) ……毛利 透 10
研究報告	留岡幸助日記をめぐって ……関口 寛 12
研究報告	学校とスポーツにおける体罰の禁止 ……惣脇 宏 14
研究報告	性的マイノリティをめぐる人権の観点から 量的調査を読み解く―国勢調査を例として…釜野さおり 16
研究報告	今こそ無国籍状態の可視化を ―「送還忌避者」の收容問題の解決のために―…小畑 郁 18
研究報告	協同労働という働き方―労働者協同組合法成立―…藤木美能里 20
研究員紹介	研究部門の紹介 …… 22
事業案内	2021年度 人権大学講座 ……(裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。  
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…作品名「風がまるで癒やしのりずむのように」  
■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構)提供 川田 優也 1989年生まれ

## 新しい人権問題への対応(その二)



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

大谷 實

前回に引き続き、インターネットにおける人権について考えてみます。インターネット上のSNSや掲示板の誹謗・中傷等の名誉毀損的な書込みについて、通常は、それを知った被害者からプロバイダーに通告があり、そこで初めてプロバイダーはその違法な情報の流通を知ることになるわけですが、その後、その情報を迅速に削除すれば、プロバイダーは責任を負わなくて済むのです。しかし、プロバイダーが発信者の氏名を教えてくれないと、被害者は書込みの削除を求め、受けた損害を賠償して貰えなくなってしまうです。

かといって、プロバイダーが勝手に発信者についての

情報を明かすことは、前回指摘しましたように、発信者のプライバシーの権利を侵害するばかりか、何よりも発信者の表現の自由を侵害することにもなります。そこで、①プロバイダーが責任を負うべき場合を明確にするとともに、被害者からの要請に応じて書込み等を削除した場合に、発信者との関係で免責される要件を明確にし、併せて、②被害者から発信者情報の開示を請求できる要件を明確にするため、平成一三年一月一三日に「プロバイダー責任制限法」が制定されたのです。

そこで、まず、①について検討してみよう。プロバイダーは、発信者の情報をインターネットにつながるのが本来の業務ですから、誹謗・中傷の書込みのために権利を侵害された被害者が、プロバイダーに発信者が誰であるかを教えてくれといわれても、言い換えると被害者から発信者情報の開示請求を受けても、それに応える責任はありません。むしろ、発信者のプライバシーないし表現の自由の侵害として人権問題となります。最高裁判所も、発信者情報の開示は、「発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に係る情報である」としており、発信者の情報開示は人権侵害となるので、安易に認める

ことは許されないのです。

しかし、発信者を特定できないと、被害者は裁判で争うこともできず、文字通り「泣き寝入り」するほかありません。そこで被害者は、プロバイダーを相手に発信者情報を開示するための正式の裁判を起こす必要があります。その結果、裁判所は、プロバイダーがその情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っており、しかも送信を防止することが技術的に可能である場合には、プロバイダーに対し、よって生じた損害賠償責任を認めることとしました。

次に②ですが、プロバイダーに損害賠償を請求することも考えたが、問題は誹謗・中傷等の書込みをした匿名の発信者こそ憎むべき相手であり、何としてもその開示をプロバイダーに請求したい場合、被害者であっても直ちに開示を請求することはできません。誹謗・中傷等による権利侵害が「明らかであるとき」及び「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」に限り、被害者は発信者の氏名、住所等の発信者情報等の開示をプロバイダーに請求することができます。表現の自由を重視するゆえんであります。

こうして、被害者は、悪質な匿名での名誉毀損等の書

込みに対して有力な対抗手段が与えられたのですが、しかし、昨年五月、SNS上での誹謗中傷が原因で自死したと報道され、匿名の書込みが大きな問題となりました。また、被害者が発信者情報の開示を請求しても、プロバイダーが請求に応ずるとは限りません。多くの場合、裁判所で争われることとなります。特に、プロバイダー責任制限法四条一項一号が「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」という要件について争われることが多く、発信者情報が容易に開示されないことが問題となっていました。表現の自由を尊重するためには、発信者情報を安易に開示すべきでないでしょうが、その結果、被害者の救済が軽視され、人権上違法・不当な悪質情報が安易に流通していることが問題です。

インターネットにおける人権問題は多岐に渡っていますが、問題の核心は、匿名の悪質な誹謗・中傷等の情報の流通であります。そして、この事態を解消するための方策は、発信者情報の開示することも明らかとなっております。1日も早く法改正が実現することを願うばかりです。

## 断ち切ろう、コロナ差別。



研究センター研究員  
龍谷大学非常勤講師

松波 めぐみ

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの生活が一変して一年がたちます。誰もが不安とストレスを感じる中で起こったたいへん残念な現象が、感染者への（あるいは感染の可能性が高いと思われる人への）差別や誹謗中傷でした。どうしてこんなことが起こるのでしょいか。

### ●差別の背景にある不安と勘違い

二〇二〇年春、新型コロナウイルスの感染拡大が日々報道されるようになり、市民は大きな不安に包まれました。各地で感染者が出た際、感染元になった人の行動（例えば卒業旅行で海外に行った、帰国後どこに行った等）が細かく報じられたことにより、感染した人を責める

ような雰囲気が生まれました。感染者の行動が公表されたのは、あくまでも近くで接触した人に注意をうながすためでしたが、実際はそれを超えて「感染者はどここの誰か」を知りたがる人が増え、インターネット上でも誹謗中傷が起きました。

誰もが「自分は絶対に感染したくない」と考えます。ウイルスは目に見えないからこそ、感染した人 avoid することが「感染予防」になると勘違いしやすいのだと思います。

### ●感染者や医療従事者への差別は許されない

望んで病気になる人はいないし、「どんなに気をつけていても、感染することがある」という事実をまず理解する必要があります。感染者への差別は、ただでさえ病氣と闘っている人を傷つけ、生きづらくします。本人、家族とも心ない噂に苦しめられ、サービスマ利用の拒否等も起っています。

感染者差別がある状況は、「感染拡大防止」の点からもマイナスです。感染がわかるとどんな差別をされるかわからないという状況では、たとえ感染が疑われる症状があっても、検査を避ける人も出てくるかもしれません。そうではなく、誰でも安心して検査や治療を受け、回復すれば元の生活に戻る社会でなくてはなりません。周りの人がプライバシーを守ることは不可欠です。

医療従事者は、いうまでもなく必要不可欠な仕事をしている人たちです。感染予防の知識をもって仕事や生活をしているのに、「自分たちにつずかもしれない」との感情から、医療従事者やその家族を差別することは、許されません。

●差別をせず、冷静に行動するためのセルフチェック  
私は京都市の人権啓発チラシ用に、冷静に行動するための「セルフチェック」を作成しました。以下の通りです。

- ☑ 特定の地域出身の人、海外渡航歴がある人について、「あの人はコロナだ」などと決めつけたりしていませんか。
- ☑ 医療従事者やその家族に対して、「感染しているかもしれない」という理由で避けたり、差別的な扱いをしたりしていませんか。
- ☑ 感染者の情報について、「どこに住んでいるのか」「どこの学校か？」などと、個人情報を知りたがるうとしていませんか。（それを知っても感染予防に役立つわけではありません。）
- ☑ 「誰々がコロナらしい」といった噂を耳にしたとき、それを他の人に広めようとしていませんか。（人権侵害につながります。）
- ☑ 「感染した人は遊び歩いていた人に違いない」などと、決めつけていませんか。（どんなに気を付けていても感染することはあり、感染者を責めて

はいけません。）

☑ 感染して治療を受けている人が肉体的・精神的にどれほど辛い状況にあるか、知ろうとしていますか。また、想像してみましたか。

☑ 「〇〇がコロナに効く」といった情報を受け取ったとき、十分調べずにその商品を買いに走ったりしていませんか。

＝ ＝ ＝

●ウイルスを避ける行動と、人への差別は分けられる  
新型コロナウイルスを避けるためには、「目・鼻・口をさわる前に手を洗う」、「会食を避ける。人と話す時は必ずマスクをする」等の具体的予防策が知られてきました。こうしたウイルスを避ける行動は、漠然と「人」にレッテルを貼って差別することは、はっきり分けることができます。正確な知識をもって、「人」を差別せずに感染予防の行動をとっていくことが大切なのです。

二〇二一年二月現在、国内では第三波がおさまりつつありますが、感染状況は今後どのように推移していくかわかりませんが、「差別」と向き合う必要性はこれから続きます。

もし身近な人から「誰々はコロナらしい」等の噂を耳にしたら、「そんなことを言うのはやめましょう」と言って、差別を断ち切っていきましょう。

## 京都観光行動基準 (京都観光モラル) について



京都市産業観光局観光MIC推進室  
観光戦略課長（令和3年3月時点）

西松 卓哉

皆さんにとって「旅」そして「観光」とはどのようなものでしょうか。

「旅」とは、人に出会い、風景に出会い、心打たれる出来事に出会い、そして新たな自分自身に出会うこと。人は「旅」を通して、気づき、学び、癒され、元気をもらい、成長し、人生が深く、豊かになります。

また、人々の来訪は、地域に活気を与え、暮らしの支えとなり、働く人々や住民の幸せの向上をもたらすとともに、地域の文化や自然、まちなみと調和した魅力的なまちづくりが進展するなど、地域を次世代に維持・継承・発展させる原動力ともなります。

そして、人と人とのふれあい、交流により住民の地域に対する誇り、愛着が育まれるとともに、お互いの地域や国に対する理解が深まり、世界の平和、友好親

善につながります。

これは昨年一一月に、本市及び京都市観光協会が策定した「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の冒頭に掲げられた「観光の意義」です。

このように観光は、大いなる可能性を秘める一方で、近年の外国人観光客の急増等に伴う一部観光地や市バスの混雑、生活文化・習慣の違い等によるマナー違反、そして地域住民への配慮を欠いた運営を行う違法・不適正な宿泊施設によるトラブルなどの観光課題などでも明らかのように、市民生活に影響を及ぼす事態を生じさせるリスクも抱えています。

本市では、これらの観光課題に対して、「京都市宿泊施設拡充・誘致方針（H28.10）」、「京都観光振興計画2020+1（H30.5）」、「市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市」の実現に向けた基本指針と具体的方策（R11）」などに基つき対策を講じ、例えば違法・不適正な民泊の激減、祇園や錦市場への集中の緩和など一定の成果も始めていました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化による文化の担い手不足、地域コミュニティの衰退、また地球温暖化、災害等の危機の発生など、様々な社会的課題の発生が、これまで多くの観光客を魅了してきた京都の文化や芸術、自然など京都が世界に誇る「宝」を支えてきた地域の暮らしに影響を与えています。更にはコロナ禍により、観光事業者をはじめ、関係者が甚大な影響を受けるとともに、観光による感染リスクに対する懸念も高まっています。

私たちの愛する京都が京都であり続けるためには、こうした課題を一つ一つ解決し、市民生活との調和の下、京都の「宝」に更なる磨きをかけ、将来に継承していく、また、観光が有する大いなる力を活用して、地域や社会の課題を解決し、同時に市民の暮らしの豊かさの向上、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光を目指していく必要があります。

そのためには、上記のように課題解決に向けた個別対策の取組も重要ですが、加えて観光事業者・従事者、観光客、市民の皆様など京都観光に関わる全ての皆様が、お互いを尊重しあい、持続可能な観光に向けた思いを共有し、ともに責任を持って行動していくことが大切です。

折しも、一昨年一二月に京都で開催された「国連観光・文化京都会議2019」においても、観光と文化のより持続的な発展に向け、行政のみならず観光事業者や観光客等が主体的に責任ある観光を推進することが必要であると議論され、観光に関わるあらゆる皆様の倫理意識を更に高めるよう、UNWTO（国連世界観光機関）世界観光倫理憲章を補強するための行動規範の構築について、京都市長から提案し、会議の成果文書である「観光・文化京都宣言」に盛り込まれたところです。

そこで、本市では昨年一月に、京都市観光協会とともに「京都観光行動基準」を策定いたしました。今後、京都観光に関わる全ての皆様とともに本基準の実

践に取り組み、かけがえない京都を未来に引き継いでまいります。

#### ◆京都観光行動基準（京都観光モラル）概要

本基準では、持続可能な京都観光を共に創りあげるため、観光事業者・従事者等、観光客、市民の皆様それぞれに、大切にしていたいただきたい行動として、以下を掲げています。

また、市民の皆様については、京都市市民憲章を実践していく内容となっています。

#### 1 観光事業者・従事者等

地域とともに事業が持続的に発展していくための、地域活動への協力、観光客への質の高いサービス・商品の提供、災害等に備えた事業活動 等

#### 2 観光客

京都をより深く味わい、楽しむための、地域のルールや習慣を敬った行動、環境にやさしい観光、京都の人々とのふれあい・交流 等

#### 3 市民

京都に暮らす誇りを持ち、かけがえない京都の魅力を将来に引き継いでいくための、京都の歴史・文化の理解や自然・まちなみの保存への協力、観光客へのあたたかいおもてなし 等



（参考）京都観光行動基準の詳細（京都市情報館「広報資料」ページ）  
URL： <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankkan/page/000027340.html>

## 世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十六）



研究センター所長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

日本の第一回普遍的定期審査（UPR）は二〇〇八年五月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ジブチ、フランス及びインドネシアで構成されました。事前質問を提出したのは、デンマーク、フランス、ラトビア、オランダ、スウェーデン及び英国のEU加盟国でした。

日本政府代表団の団長は、秋元義孝外務省国連担当大使（当時）が務めました。秋元大使は、日本の政府報告書の内容を紹介するとともに、「対話と協力」という日本の基本的アプローチを念頭に、日本が「法の支配」

という価値を強く支持し、前年には「国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程」を批准した旨を述べました。

提出された日本の政府報告書は、第一部「我が国の法制度、締結済みの人権状況」、第二部「人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項」、第三部「今後の課題・問題点及びそれに対する対応」、第四部「UPR審査に向けた準備プロセス」の四部構成となっていました。なお、最後の準備プロセスにおいて、一般国民を対象に外務省が政府報告書に対する意見募集を行ったところ、一一のNGO及び二一人の一般市民から意見が寄せられ国民の関心の高さがうかがわれました。審査において、日本に対しては、合計二六の勧告がなされました。そのうち日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別の撤廃、女性・子ども

もに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれていません。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。ただ、受け入れを約束した、また検討を約束した勧告などは、日本政府によっても改善の余地がある人権課題として認識されているとの解釈も可能であり、今後の日本の対応が注目されます。実際、受け入れた勧告の中にあつた、子の奪取に関するハーグ条約（一九八〇年）の批准については、二〇一三年五月に国会承認を行い、同年六月一九日に子の奪取条約実施法を公布し、翌年一月二四日に署名し、四月一日から施行しました。

また、政府報告書の中で今後の課題として、障害者権利条約と強制失踪条約の批准が挙げられていました。

前者についていえば、まずは条約締結に向けて国内法整備を進めることにし、二〇一一年八月に障害者基本法を改正し、二〇一二年六月には障害者総合支援法を成立させ、二〇一三年六月には障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法を改正し、二〇一四年に批准しました。後者は二〇〇九年に批准書を寄託し、二〇一〇年に締約国となりました。

なお、同じく今後の課題として挙げられていた国内人権擁護機関の設置については、法務省は二〇〇二年三月に新たに独立の行政委員会として人権委員会を設置し、同委員会を担い手とする新しい人権救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出しましたが、二〇〇三年一〇月に衆議院の解散に伴って廃案となつてしまいました。こうした中で、第一回のUPR審査で国内人権機関の設置の勧告を受け入れたことは注目に値します。

次回から、日本のこの第一回の審査について詳しく検討していきたいと思えます。

## 三年間の振り返り（と少女の展望）



研究センター

プロジェクトチームリーダー

京都大学大学院公共政策連携研究部教授

### 毛利 透

プロジェクトチーム「インターネットと人権」は、この三年間、インターネットに関連して発生している人権問題に焦点を当て、共同研究に取り組んできました。チームのメンバーだけではなく、多くのゲストに報告してもらい、インターネットをめぐる問題状況を幅広い視点から考察するよう努めてきたつもりである。チーム一で報告をお願いしたほとんどの先生には、その後報告の趣旨をこの「グロープ」に掲載していただくようお願いしている。本誌のバックナンバーを見れば、この間の我々のチームの活動が大体把握できるわけである。そこで私も、バックナンバーを紐解いて記憶を新たにしつつ、こ

の三年間を振り返ってみたい。

一年目の二〇一八年度の研究会で印象に残っているのは、ヤフー株式会社政策企画部長（当時）の吉田奨氏の、ヤフーのコメント欄に書き込まれる違法あるいは不適切な内容への対処についてのご報告であった（グロープ九七号六頁）。いわゆるヤフ・コメは、多くの人の目に触れる可能性のある表現の場を提供する重要なサービスであるが、同時にヘイトスピーチの温床との批判も強いところである。「インターネットと人権」について考える際には、このヤフーのサービスの実態を知ることが欠かせないだろうという判断から、ご報告をお願いした。コメントの並べ方にアーキテクチャの発想を利用するなど、さまざまな工夫を導入しながら、コメント欄を有意義な議論の場として維持しようとする会社側の努力を知ることができたのは、大きな収穫であった。

二〇一九年度には、インターネット関連の事件を扱われている複数の弁護士の方に報告をお願いしたが、特にご自身が大量懲戒請求の被害にあわれた佐々木亮弁護士のご報告は、インターネット時代の権利侵害の新たな側面を示すものであった（グロープ一〇二号八頁）。佐々木先生に対しては、ネット上で全く根拠のない懲戒請求が呼びかけられ、弁護士会にはそれに呼応した大量の請

求が寄せられた。佐々木先生はこれに対し、和解に応じない請求者に対しては断固として損害賠償を求める方針で対処されたのだが、ここで、実質的に同一の事件で相互に関連のない加害者＝被告が非常に多数にのぼるといふ、従来の民法・民事訴訟法では対処困難な事態が発生したのである。この場合、原告の訴訟コストをどうするのか、原告に生じた損害をどう計算するのかなど、これまでの損害賠償訴訟にはなかった新たな問題が次々に生じてくる。「インターネットと人権」をめぐる現在解決が模索されている難問を、実感をもって知ることができた。

二〇二〇年度は、我々もコロナに翻弄されたのだが、インターネット利用が社会に与える影響について社会学の観点から研究しておられる辻大介准教授（大阪大学）に、オンライン会議というかたちではあれご報告いただけたのは大変有意義であった（グローブ一〇三号八頁）。巷間、インターネットが社会を分断させているとよく言われるが、それはどこまで正確な認識といえるのだろうか。インターネット上のヘイトスピーチにどのように対処すべきかを考えるにあたって、この点について厳密に理解しておく必要がある。そのような問題関心で、まさにこの問題に取り組んでおられる辻先生にご報

告をお願いしたのである。辻先生の調査によれば、「マインオリティは過剰に優遇されている」といった誤った考えを抱く現代的レイシズムは、たしかにインターネット利用で強化されている。その理由として、ネットに利用者の感情的な面に強く訴える特性があるということも示唆されていた。辻先生もおっしゃるように、我々なんともやっかいな問題と取り組まなければならないのである。

もちろん、このほかにもチームのメンバーやゲストの先生方に多くの貴重な報告をしていただけてきた。ただし、インターネットをめぐる問題状況はまことに日々変化しており、最近でもネット上の匿名表現の発信者情報開示制度の改革が求められ、アメリカではSNSを運営する巨大企業と政治の関係が改めて大きな議論の対象となり、その中で現職大統領の発信を私企業の判断で停止できるのかといった問題まで発生した。インターネットへの法的対処は、どの国でも手探りが続いている状況である。また、その特性からして、ネットをめぐるではさまざまな国際的な摩擦も発生している。我々のチームでは、今後とも、インターネットと人権をめぐる社会の動きをにらみつつ、それと理論的な研究とをうまく連動させていきたいと考えている。

## 留岡幸助日記をめぐる

研究センター研究員

四国大学経営情報学部准教授

### 関口 寛

留岡幸助（一八六四―一九三四）は、明治から昭和戦前期にかけて様々な社会改良運動を推進した社会事業家である。彼が残した膨大な資料の多くは現在、北海道家庭学校（紋別郡遠軽町）で保管されている。彼が肌身離さず持ち歩き、七〇年の生涯に渡って記し続けた日記・手帳類（以下では「留岡日記」と略す）だけでも、その数じつに三二一冊に及ぶ。これらは彼の行動と思案の足跡を知る上で、また日本における草創期の社会事業

の形成過程を知る上で、他に類を見ない価値を有する第一級の資料といえよう。

世界人権問題研究センターの登録チーム三（通称・留岡幸助日記研究会）では、彼が深く関わった被差別部落の改善事業の研究を目的とし、二〇一八年から留岡日記の調査・解読作業を進めてきた。私たちはその手始めとして、北海道家庭学校の関係者によって編纂された『留岡幸助日記』（全六巻、矯正協会、一九七八年）の検討を開始した。だが原資料に当たって確認しなければ判然としない点も多く、許可を得て足かけ三年にわたって原本の調査をさせていただいた。

同校で留岡日記がどのように整理され今日まで受け継がれてきたのか。その契機となったのは、右に述べた『留岡幸助日記』の刊行プロジェクトである。一九五八（昭和三三）年、当時、校長にして北海道大学教授でもあった留岡清男（幸助の四男）が同校機関紙『ひとむれ』

に紹介する目的で同資料の文字起こし作業を開始した。

これが出版計画へとつながり、清男は一人で整理と翻刻を手がけるようになる。しかし同資料には幸助が視察や講演で訪れた先で走り書きした断片的な内容が多く含まれ、内容の判読は勿論、整理番号を付すだけでも相当の骨の折れる作業だったことが推察される。

一九七〇年頃、これに同校の年配教員ら五名が加わり、専従者が配置されて作業が急ピッチで進むようになった。だがそれも束の間、スタッフの二名が相次いで他界し、またリーダーの清男も病に倒れてプロジェクトは存続が危ぶまれる状況に陥る。この危機に際し、清男の北大勤務時代の関係者らが支援を申し出た。札幌で六名からなる編集委員会を組織して作業を継続することが決まり、頓挫しかけた事業は再び完成に向けて動き出した。清男は人生最後の大事業の完成を待たず一九七七年にこの世を去った。その翌年、数々の困難を乗り越えて『留岡幸助日記』が刊行された。約二〇年の歳月を費やしてスタッフが解説・作成した浄書原稿は最終的に

二〇〇字詰め原稿用紙四万二千枚を超えた。

『留岡幸助日記』出版後も、元教員として資料の解読と翻刻に当たった大泉栄一郎は同資料を用いる研究者の便宜のためにと、さらに三年あまりの時間を費やして刊行本を原本と照合し、漏れの加筆や誤記の訂正に当たった。氏が手がけた校閲本は現在、『留岡幸助日記』大泉版として同校で利用に供されている。

この事実に触れ、私たちはあらためて留岡幸助の存在の大きさを認識し、また彼の日記の整理のために貴重な人生の時間を捧げた人たちに思いを巡らせている。プロジェクトに関わった人のほとんどはすでに鬼籍に入った。歴史研究とは、資料という過去からの贈り物を受け取り、その贈り物に新たな光を当て、未来に送り届ける作業でもある。彼らが残してくれた資料に向き合いながら研究に取り組む私たちは、そこからどんなバトンを未来につなげることができるだろうか。

## 学校とスポーツにおける

## 体罰の禁止



研究センター研究員  
京都産業大学現代社会学部教授

惣脇 宏

子どもに対する体罰は、効果がないばかりか悪影響を及ぼすものであり、子どもの人権にとって重大な問題の一つである。

体罰が問題になる主な場には、家庭、学校、スポーツの三つがある。二〇二〇年に親による体罰禁止を定めた改正児童虐待防止法が施行され、家庭における体罰の禁止が焦点になったが、学校とスポーツにおける体罰の問題は、依然として深刻である。

学校の場合、一八七九年の教育令（太政官布告）に設けられた体罰禁止規定は、世界でもかなり早いもの一つであった。現在の学校教育法の体罰禁止を含む懲戒規

定は、一九〇〇年の第三次小学校令（勅令）の規定を引き継いでいる。

スポーツの場合、法令上の直接の規定はないが、学校教育の一環である運動部活動では学校教育法により校長および教員による体罰は禁止される。懲戒権を有しない教員以外の指導者や学校外のスポーツ指導者は、当然体罰はできず、監護教育権を有する親も体罰の行使に同意することはできない。日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者養成テキストも、本人や親の同意がある場合でも体罰は違法であるとの解釈をとっている。

しかし、二〇一二年に大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール部主将が顧問教員による体罰によって自殺した事件が起き、翌二〇一三年には柔道女子代表選手に対する監督やコーチの暴力行為が表面化した。文部科学省から学校に対する指導通知が発出され、全国高等学校体育連盟や日本オリンピック委員会などは体罰根絶宣言や暴力行為根絶宣言を行った。また日本スポーツ振興センターは、二〇一四年に暴力・ハラスメントを含む様々な脅威からスポーツ・インテグリティを守る取り組みを始めた。しかしその後も体罰事件は後を絶たない。この問題については、指導者の資質や根性主義、勝利至上主義などのほか、保護者の容認なども克服すべき要因であると考えられる。なおスポーツの場合、成人も対象

に含まれるが、問題の構造は学校の運動部と同じと考  
えてよいであろう。

体罰は教育の伝統的な手段であったが、十九世紀の  
ヒューマニズムの教育思想や二十世紀の人権思想によ  
り、ヨーロッパ大陸諸国やその影響を受けた国を中心  
に、次第に学校における体罰が法律によって禁止される  
ようになった。

二〇〇一年創設の国際N.G.O「子どもに対するあらゆる  
体罰を終わらせるグローバル・イニシアティブ」によ  
ると、二〇二一年一月現在、学校における体罰を法律上  
禁止している国は一三三か国にのぼるが、なお三割以上  
の国が法律による禁止を行っていない（米国は二〇一八  
年時点で南部を中心に十九州が体罰を合法としている  
が、保護者の同意、方法の限定、教育委員会への報告な  
どの適正手続のもとにあり、日本の違法な体罰とは異な  
る）。

一九八九年採択の子どもの権利条約は、第十九条で虐  
待からの保護、第二十八条で学校の規律が人間の尊厳  
に適合すべきこと、第三十七条で拷問や品位を傷つける  
取扱いの禁止を定めており、子どもの権利委員会は、  
二〇〇六年の一般意見8で、子どもに対する合法の暴力  
の余地はなく、体罰は暴力の諸形態に含まれ、子どもの

尊厳と身体の自由を侵害するものであると述べている。  
また、日本政府に対しては二〇一九年の総括所見におい  
て、学校における体罰の禁止が効果的に実施されていな  
いことに深刻な懸念を表明している。

グローバル・イニシアティブによると、日本は家庭や  
学校を含むあらゆる場における体罰を禁止している  
六一か国の一つである。しかしこの調査では、スポーツ  
の場を区分していない。

この点、国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッ  
チが二〇二〇年に発表したレポート「『数えきれないほ  
ど叩かれて』…日本のスポーツにおける子どもの虐待」  
は、現状の調査を行い、問題点を指摘したうえで、スポー  
ツにおける暴力・暴言等の禁止を法律で定めることなど  
を提言している。

これは、学校の運動部とスポーツが体罰を温存してい  
る日本における具体的解決方法として鋭い指摘である。  
体罰によらない指導を早急に確立する必要があること  
は言うまでもないが、家庭における体罰禁止と同様、国  
全体としての取り組みとして、法律の明文で禁止すると  
ともに普及啓発を図ることが有効と言えるのではない  
だろうか。

## 性的マイノリティをめぐる人権の 観点から量的調査を読み解く ―国勢調査を例として―



研究センター研究員  
国立社会保障・人口問題研究所  
人口動向研究部第二室長

釜野 さおり

私の近年の研究テーマは性的指向や性自認のあり方（SOGI）をめぐる量的調査である。本センターのプロジェクト四の一環では、データ収集、集計・分析、結果の公表までの一連のプロセスのあり方、公表後の報道や引用、結果の受け止められ方の全般を含め、人権の切り口から検討している。調査研究における人権に関しては、研究目的、過程、結果が社会正義に反することがないか、調査される側の名誉毀損や無用な個人情報の開示等に焦点が当てられる（例「日本社会学会倫理綱領」）が、人権を広く捉え、これまで明示的に語られてこなかった、

調査目的に即した回答ができる設計になっているか、回答が実態を示す形で集計されるのかといった側面にも着目している。以下、多くの国で最も重要な量的調査である人口センサス（\*）（以下、センサス）における同性カップルの扱いについて、過去に筆者が実施した聞き取り調査の結果も交えて紹介する。（\*人口規模や構造をとらえるべく母集団全体を調べるもので、日本では国勢調査がそれに該当する。）

同性カップルをセンサスで捉えるのは容易ではない。性的マイノリティに対する差別や偏見があり、それが知られることで不利益を被る可能性がある以上、調査では他人であると答えたり、回答を拒否したりする場合があります。そのため、実態が捉えにくい。また同性カップルの絶対数が少ないため、異性カップルが誤って同性カップルと判断される回答をすると、同性カップルが過大推定されるという方法的課題もある。これら困難はあるものの、センサスで同性カップルを把握している国々が欧米や中南米を中心にみられ、一〇〇〇カップル世帯に占める同性カップル世帯数は、ウルグアイ二・三（二〇一一年）、チリ二・七（二〇一二年）、多いところでカナダ九（二〇一六年）、イギリス一〇（二〇一六年）、米国一四

(二〇一五年)といった結果が発表されている。

センサスの一般的な調査票では、世帯員間の関係性をたずねる。同性カップルを捉えてきたカナダの例をみると、二〇〇一年調査では選択肢に「一人目の世帯員の事実婚パートナー(同性)」が用いられ、全土で同性間の婚姻が可能となった翌年〇六年の調査で「同性の事実婚パートナー」に変更され、さらに「その他」の記入例に「同性の配偶者」が挙げられ、一一年調査で「同性で婚姻関係にある配偶者」が追加された。一二年調査では「世帯員一の夫・妻」、「世帯員一の事実婚パートナー」に変更され、性別情報と合わせ、同性カップル世帯が把握されることになっている。

日本ではどのような扱いがされているのだろう。同性カップルへの聞き取り調査によると、配布される調査票は一枚の場合もあれば二枚の場合もあった。回答も一世帯として一枚記入するカップルもあれば、住民登録と異なると自分たちに不都合になると考えて各自が世帯主として二枚記入するカップルもあった。国勢調査における世帯は「一般の家庭のように住居と生計をともししている人びとの集まり」で、住民票等の登録に関わらず実態を調べるといふ調査目的が、関係者に伝わっていない可

能性が示唆される。

一世帯として回答する場合、一人を世帯主とし、他の世帯員はその人との関係(続き柄)と、全世帯員の性別を記入する。この調査で定義される配偶者は届出に依拠しないため、互いを配偶者と認識していれば、一方が世帯主、もう一方が世帯主と同性で且つ「世帯主の配偶者」と回答できる。現にそう回答した同性カップルもあった。また「配偶者」という言葉に違和感を持ったり、配偶者＝扶養と理解したりしている人もあり、自分たちに当てはまる選択肢がない、「パートナー」があれば良いのにとの声もあった。

国勢調査には回答義務があり、拒んだり、虚偽の回答をしたりした場合の罰則も定められている(統計法第十三条)が、同性カップルにとってはその義務を果たすことが難しい設計であること、そして、虚偽回答を避けるべく「配偶者」であると答えても、二〇一五年調査では「他の親族」に、それ以前は「その他」に修正され、回答どおりには集計されていないこともわかつている。今後の研究でも、引き続き、性的マイノリティと量的調査について、広い意味での人権という観点から考察していきたい。

## 今こそ無国籍状態の可視化を

「送還忌避者」の收容問題の

解決のために――



研究センター研究員  
名古屋大学大学院法学研究科教授  
小畑 郁

### 映画「ターミナル」の世界

コロナ禍の下での巣ごもりで、昔の映画を観る機会が増えているようです。トム・ハンクス主演の「ターミナル」(二〇〇八年)をご覧になった方もおられるでしょう。「クラコウジア」国国民のビクターという男が、搭乗中に無効になったパスポートしか所持していなかったため、パス・コントロールを通過できず、ニューヨークの空港の国際線ターミナルの中で暮らす、という筋の映画です。深刻さも笑いに変える楽しい映画です。

国境線上での立ち往生はなぜ生ずるのか

どうしてそうした現象が生ずるのでしょうか。実は、

ビクターが直面した国境線上での「立ち往生」は、無国籍者に特有に生ずる現象です。パスポートが無効となると、ビザも無効になります。パスポートは、「この人を最終的には自国に引き取りますよ」という発行国による誓約なのです。現在、どの国でも、他の国が最終的には引き取ってくれるという保証がない限り、外国人を入境させません。つまり、①無国籍者は、どの国にも入境することができません。そして、現在の入境管理の仕組みでは、このように目的地での入境権がない人を連れてきた場合には、航空会社の責任で送り返すことになっていきます。しかし、航空会社は、送り返しても①の問題が生ずるため、経費負担を避けるため、②帰国便に乗せることをしません。こうして、自分がどの国にも入境できなくなる(つまり無国籍状態に陥るかもしれない)ことを予期せず(しかし、一体誰が予期できるでしょうか)、「うっかり」出国すると、①②の結果ビクターのような運命にさらされるわけです。

国外追放できないのに追放措置の対象となる？

本質上同じことは、ある国に居住中に許された在留期間を過ぎてしまった無国籍者にも生じます。その場合は、空港のターミナルではなく、收容施設に入れられてしま

います。なぜ、収容施設に入れられるかというと、「追放措置の対象となる」からですが、パスポートを待たない無国籍者の場合、「追放措置の対象となる」ということと「追放される」ということとの間に、ほとんど飛び越えられないギャップがあることに注意が必要です。国籍国でない国が、ある特定の人を受け入れてもよい、と申し出るのはきわめて稀です。したがって、無国籍者は、無視できる例外的場合を除き、国外追放できないのです。

この「ギャップ」の結果ほぼ自動的に生じてしまうのは、追放措置を担保するための身柄拘束（あるいは移動制限）が半永久的に続く、という事態です。たとえ退去強制事由にあたることについて本人に道義的責任があるとしても、死刑や無期懲役にあたるほど罪が重いわけではないことに注意すべきです。追放担保という名目ですつまでも拘束することが正当化されるわけがないのですが、無国籍者の場合、よほど気をつけて制度を作らないと、そうしたことが生じてしまうのです。

#### 入管法の収容・送還改正案と事実上の無国籍者問題

これまで「無国籍者」という言葉を曖昧なまま使ってきましたが、同じ問題は、事実上無国籍状態にある人も生じます。つまり「引き取り義務を果たす国」がない

場合、あるいは、形式上の国籍国に帰国すれば生きていけない場合も同じです。こうした場合も、「国による人間の引き取り」という制度が実質上機能していないからです。

現在（二月末）、国会に入管法（出入国管理及び難民認定法）改正案が二つ提出されています。このうち政府案は、「送還忌避者問題」（とそれが原因だとされる収容の長期化）に対処するために、退去強制・収容等の制度に大幅な手直しをしようとするものです。これに対して、立憲民主党などは「対案」を提出しています。

「送還忌避者」のなかには、（事実上の）無国籍者も多く含まれていることでしょう（そうした問題が顕在化した裁判例として、東京地判二〇一〇年二月一九日『判例タイムス』一三五六号一四六頁）。国会審議においては、「法のタテマエ」に固執するのではなく、生きた人間が直面する現実を徹底的に踏まえるべきでしょう。「国による人間の引き取り」という制度が機能しない現実、不必要で理由のない人間の身柄拘束を避けるために、眼をつぶることができないのです。

（小畑郁「地球上のどこかに住む権利」書齋の窓  
二〇二一年一―二五号もご覧ください）

## 協同労働という働き方

### ―労働者協同組合法成立―



研究センター研究員  
特定社会保険労務士

藤木 美能里

令和二年六月一二日、超党派の議員連盟により第二〇一回国会に提出された「労働者協同組合法」案が、第二〇三回国会において全会一致で二月四日に成立した。法制化を目指し活動を始め二〇年以上の歳月をかけて成立に至った。施行日は一部を除き二月一日公布後二年以内とされている。

「協同労働」とは、これまでの一般的働き方としての雇われて働く「雇用労働」とは違い、一人ひとりが出資者・経営者・労働者である出資・経営・労働を一体化した働き方をいう。

一八四四年に設立されたイギリスのロッチデール先駆者協同組合が世界で最初の近代的な労働者協同組合とい

われる。共同社会主義を唱えたロバート・オウエンの思想に基づき創立されたとされる。イギリスで始まった協同組合はその後、フランス（一八四八年）、ドイツ（一八四〇―一八五〇年代）、イタリア（一八五四年）、スペイン（一九世紀末）等へと広がり、失業対策に貢献していった。

日本においても、一九四九年の緊急失業対策法に関連して、一九五三年に全日本自由労働組合が組織され、一九七一年に中高齢者を主とした失業対策の一環として「高齢者事業団」が西宮市に誕生し、一九八六年には日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）へと発展した。一方で、国際協同組合同盟（ICA 一九九五年設立）の大会において示されたレイドロー報告「協同組合による地域づくり」の方針を取り入れたワーカーズ・コレクティブも、一九八二年に第一号が神奈川県で誕生している。生活クラブ生協に参加していた主婦たちが主体となつて、雇う―雇われる関係でない地域に根ざした、地域のための、生活者としての協同労働という理念に基づき活動している。

日本には個別法として一〇を超える産業別の種別協同組合法が存在しているが、協同労働の協同組合は、そのどれにも当てはまらないために、これまで法人格を取得

できず、活動に様々な制限を受けてきた。一〇年前に超党派議員連盟で法案を採択したが、労働者保護を受けられない低賃金労働となる懸念から、労働組合等からの反対があり、国会には提出されなかった経緯がある。今回成立した法律では、その懸念を回避するため、組合の理事及び監事以外の組合員は協同組合と労働契約を締結すると規定された（法第三条二項二号、第二〇条）。また、労働条件等は就業規則を作成又は労働協約を締結し総会で報告すると規定している（法第六六条二項）。

スペイン最高裁二〇一九年五月八日判決では、偽装労働者協同組合が、人件費と社会保険料の削減を目論む食肉加工会社と共謀し、一旦解雇した食肉加工会社の従業員を労働者協同組合の組合員として加入させた上、これに異を唱える協同労働者と労働組合の争議行為を妨害した事案に対し、労働者の違法譲渡を認め、労働者協同組合の組合員に労働基本権を認容した。

日本においても、ワーカーズ・コレクティブの組合員の労基法上の労働者性が問われた、企業組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件（東京高裁令和元年六月四日判決）がある。この事案では、企業組合の形態を取っていたことで労働者性は否定されているが、本法律が施行されると、企業組合やNPOからの組織変更手続きも可能となる（法附則第四条～二九条）。

近年のデジタル化の進展により、多様な働き方が広がっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、営業時間の短縮や休業、失業者も徐々に増加する中、収入減を補うために兼業・副業も促進され、発注者に対して経済的従属的に働く自営業者（ギグワーカー、フリーランス等）も増加している。一方で、労基法上の労働者であっても、裁量労働で自律的に働く者もあり、協同労働を含め多様な働き方が広がる中、三五年前に作られた労働者性の判断基準の見直しを検討する必要もあると考えられる。働き方の形態を問わず法的保護の必要な社会が到来している。

EUでは、二〇一九年一月に「労働者及び自営業者の社会保障アクセス勧告」が採択され、自営業者への失業給付を含む社会保障六分野への適用を要請している。また、一定の自営業者の団体交渉禁止を免除する議論も始まっている。

二〇〇〇年に採択された国連MDGsの第一目標と国際協同組合同盟の第一目標が一致し、二〇〇二年にILO第一九三号「協同組合の促進に関する勧告」が发出され、協同労働はディーセントワークを推進していることで人権と親和性が高く、SDGsの推進にも貢献すると考えられる。今後の協同労働の発展が期待される。

◆研究部門の紹介（二〇二一年四月一日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（神戸大学名誉教授）  
特別客員研究員 大谷 實（理事長・前学校法人同志社総長）

○プロジェクトチーム一（インターネットと人権）

リーダー 毛利 透（京都大学大学院公共政策連携研究部教授）  
専任研究員（非常勤） 松村 啓志  
嘱託研究員 角松 生史（神戸大学大学院法学研究科教授）  
島村 健（神戸大学大学院法学研究科教授）  
杉木 志帆（香川大学教育学部講師）  
曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）  
中村 知里（関西大学法学部准教授）  
成原 慧（九州大学法学部准教授）  
松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

○プロジェクトチーム二（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 井岡 康時（奈良大学文学部教授）  
小林 丈広（同志社大学文学部教授）  
専任研究員 中川 理季  
嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）  
小林ひろみ（奈良県文化資源活用課嘱託職員）  
関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）  
廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）  
山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム三（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授）  
専任研究員 有江デアナ

嘱託研究員 理橋 孝文（同志社大学社会学部教授）

呉 永鎬（鳥取大学地域学部准教授）  
川上 泰彦（兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授）  
惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部教授）  
田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）  
村井 琢哉（NPO法人山科醍醐こどものひろば理事長）  
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○プロジェクトチーム四（性的マイノリティと人権）

リーダー 風間 孝（中京大学教養教育研究科教授）  
専任研究員 堀江 有里  
嘱託研究員 有田 啓子（立命館大学生存学研究所客員研究員）  
釜野さおり（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第二室長）  
熊本 理抄（近畿大学人権問題研究所教授）  
小門 穂（神戸薬科大学薬学部准教授）  
新ヶ江章友（大阪市立大学人権問題研究センター教授）  
水野 英莉（流通科学大学人間社会学部准教授）

○プロジェクトチーム五（ビジネスと人権）

リーダー 吾郷 眞一（立命館大学衣笠総合研究機構教授・国際平和和ミュージアム館長）  
専任研究員 井上 良子  
嘱託研究員 植田 健一（フロネーシス社会保険労務士事務所 社会保険労務士）  
定金 史朗（DT弁護士法人弁護士）  
菅原 絵美（大阪経済法科大学国際学部准教授）  
高橋 宗瑠（大阪女学院大学教授）  
三輪 敦子（二財）アジア・太平洋人権情報センター所長

〔登録研究員〕

(登録チーム一) アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

- 代表者 坂元 茂樹(所長・神戸大学名誉教授)
- 阿部 浩己(明治学院大学国際学部教授)
- ※有江ティエナ
- 小畑 郁(名古屋大学大学院法学研究科教授)
- 北村 泰三(中央大学大学院法務研究科教授)

※杉木 志帆(香川大学教育学部講師)

- 徳川 信治(立命館大学法学部教授)
- 戸田 五郎(京都産業大学法学部教授)
- 中井伊都子(甲南大学学長・法学部教授)
- 西井 正弘(京都大学名誉教授)

初川 満(愛知学院大学法務研究科教授)

- 本田 悠介(神戸大学海洋政策科学部准教授)
- 前田 直子(京都女子大学法学部教授)
- 水島 朋則(名古屋大学大学院法学研究科教授)

- ※三輪 敦子(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長)
- ※村上 正直(大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)
- 薬師寺公夫(立命館大学名誉教授)

(登録チーム二) 近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

代表者 ※井岡 康時(奈良大学文学部教授)

- ※秋元 せき(京都市歴史資料館歴史調査員)
- 今村 壽子
- 梅田 千尋(京都女子大学文学部准教授)
- 奥本 武裕(奈良県立同和問題関係史料センター所長)

- ※小林 文広(同志社大学文学部教授)
- ※小林ひろみ(奈良県文化資源活用課嘱託職員)

河内 将芳(奈良大学文学部教授)

- 重光 豊(京都市教育委員会総合育成支援課参与)
- ※関口 寛(四国大学経営情報学部准教授)
- 西山 剛(京都文化博物館学芸員)

※廣岡 浄進(大阪市立大学人権問題研究センター准教授)

(登録チーム三) マイノリティの包摂/排除をめぐる生政治:部落改善・融和政策の歴史社会学的研究

- 代表者 野口 道彦(大阪市立大学名誉教授)
- ※井岡 康時(奈良大学文学部教授)
- 石元 清英(関西大学名誉教授)

奥本 武裕(奈良県立同和問題関係史料センター所長)

- ※小林 文広(同志社大学文学部教授)
- 白石 正明(佐賀部落解放研究所研究員)
- 杉本 弘幸(佛教大学他非常勤講師)
- ※関口 寛(四国大学経営情報学部准教授)

- 田中 和男(関西学院大学非常勤講師)
- 手島 一雄(大阪大学非常勤講師)
- ※廣岡 浄進(大阪市立大学人権問題研究センター准教授)
- 山本 崇記(静岡大学人文社会科学部准教授)

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

- 代表者 水野 直樹(立命館大学文学部客員教授)
- 杉本 弘幸(佛教大学他非常勤講師)
- 高野 昭雄(大阪大谷大学教育学部教授)
- 鄭 栄桓(明治学院大学教養教育センター教授)
- 仲尾 宏(京都芸術大学客員教授)

- 盧 相永(大阪外語専門学校講師)

藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師)

松下 佳弘

安田 昌史 (同志社大学大学院特任助手)

李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者

中島 智子 (元プール学院大学教授)

伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)

岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)

上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

岡田 敏之 (同志社大学教員免許センターアドバイザー)

小泉 友則 (立命館大学非常勤講師)

田中 宏 (一橋大学名誉教授)

外川 正明 (京都教育大学名誉教授)

友永 雄吾 (龍谷大学国際学部准教授)

野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)

藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部特任教授)

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ (龍谷大学他非常勤講師)

山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)

(登録チーム六) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者

斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)

軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

澤 敬子 (京都女子大学現代社会学部准教授)

谷口 洋幸 (青山学院大学法学部教授)

林 陽子 (弁護士)

馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)

伏見 裕子 (大阪府立大学工業高等専門学校講師)

※堀江 有里

マーサ・メンセンデイーク (同志社大学社会学部准教授)

源 淳子

山下 明子

吉田 容子 (弁護士)

(登録チーム七) 移住者と人権の研究

代表者

薬師寺公夫 (立命館大学名誉教授)

内田 晴子 (京都女子大学非常勤講師)

小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター理事長)

古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)

前田 直子 (京都女子大学法学部教授)

水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

(無所属)

下坂 守 (京都国立博物館名誉館員)

菅澤 庸子 (大手前大学非常勤講師)

師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究セン  
ター客員研究員)

矢野 亮 (長野大学社会福祉学部准教授)

山路 興造 (元京都市歴史資料館長)

吉田栄治郎 (天理大学非常勤講師)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

## 2021年度 人権大学講座 日程表

	月日曜	種別	時間	講 座 名	講 師
1	6月10日 (木)	開講式	13:30～13:40	研究センター所長 坂元 茂樹	
		シンポジウム	13:40～16:30	パラリンピックと人権	川島 聡 山下 達夫 坂元 茂樹 薬師寺公夫
2	7月5日 (月)	講 義	14:00～15:40	排除される「人権」／包摂される「ダイバーシティ」 —「同性パートナーシップ制度」の制定過程をめぐって—	新ヶ江 章友
3	8月3日 (火)	講 義	14:00～15:40	アテルイと田村麻呂は後世にどう伝承されたか — 異文化への日本の視座 —	菅澤 庸子
4	8月23日 (月)	講 義	14:00～15:40	コロナ禍からの回復と人権の保障	三輪 敦子
5	8月30日 (月)	講 義	14:00～15:40	労働時間法の現代的課題	植村 新
6	9月10日 (金)	講 義	14:00～15:40	インターネットと社会の「分断」	辻 大介
7	10月7日 (木)	フィールド ワーク	13:00～16:45	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、東九条の成り立ち	南 玊賢 村木美都子 山本 崇記
8	10月18日 (月)	講 義	14:00～15:40	生きるための日本語 ～移住者と人権～	木之本マリル 内田 晴子
9	11月15日 (月)	ワーク ショップ	14:00～16:00	ワークショップで考える「病と人権」	渡辺 毅
10	11月29日 (月)	講 義	14:00～15:40	近世京都の町家の継承と女性戸主 —京都市太子山町の事例から—	秋元 せき
11	12月20日 (月)	講 義	14:00～15:40	外国人の追放と子どもの最善利益原則	村上 正直
12	1月21日 (金)	講 義	14:00～15:00	人権について考える — 私の人権論	大谷 實
		修了式	15:00～15:20	研究センター理事長 大谷 實	

会場	シンポジウム	ウイングス京都（中京区東洞院通六角下る）
	講義・ワークショップ	ハートピア京都（中京区竹屋町通烏丸東入る）
	フィールドワーク	受講者に別途案内します。

新型コロナウイルス感染症の状況等により開催を中止する場合があります。

中止する場合は、ホームページ等でお知らせいたします。



公益財団法人世界人権問題研究センター

## 2021年度 人権問題シンポジウム

## パラリンピックと人権

日本で障害のあるアスリートによる総合的な国際スポーツ大会である「2020年東京パラリンピック」が開催されます。

この開催を契機に、障害のある人への理解と共感が広がることを期待します。同時に、それを一過性のもとはせず、障害のある人も障害のない人も、すべての人の人権が尊重される社会を作るためには何が必要か、また、障害の有無にかかわらず住みやすい社会であるためには何をなすべきかを みなさんと一緒に考えたいと思います。

## 基調講演

川島 聡氏 (岡山理科大学経営学部准教授)

山下 達夫氏 (社会福祉法人太陽の家理事長)

## パネルディスカッション

コーディネーター

薬師寺 公夫

(立命館大学名誉教授)

パネリスト

川島 聡氏 山下 達夫氏

坂元 茂樹

(神戸大学名誉教授)

## 日時

6月10日(木) 午後1時30分～午後4時30分

(受付開始 午後1時)

## 会場

ウイングス京都 イベントホール

(京都市中京区東洞院六角下る御射山町262番地)

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

参加費無料

手話・要約筆記有

## 申込み

事前申込制(先着順) 定員140名

申込み先 公益財団法人世界人権問題研究センター

電子メール、電話、FAXで申込みを受けます。  
お名前と連絡先をお知らせください。

申込期限 2021年6月3日(木)

【お申込み・お問合せ】

E-mail : [jinken@khri.or.jp](mailto:jinken@khri.or.jp)

TEL : 075-231-2600

FAX : 075-231-2750



【アクセス】  
・地下鉄「烏丸御池駅」5番出口より南東へ徒歩5分  
・地下鉄「四条駅」20番出口より北東へ徒歩5分

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等により開催を中止する場合があります。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khri.or.jp/> [E-MAIL] [jinken@khri.or.jp](mailto:jinken@khri.or.jp)